

平成 16 年 4 月 1 日

制 定

(趣旨)

第 1 この要項は、愛媛大学医学部附属病院(以下「本院」という。)における患者サービスの向上を図るとともに、開かれた大学として地域住民の社会活動の場を提供することを目的に、本院においてボランティア活動が適性かつ円滑に行われるために、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要項において、「ボランティア」とは、自らの自由意志に基づき、本院の患者に対して療養上の援助活動並びに快適な環境整備を無償で行う者をいう。

(申請)

第 3 本院においてボランティア活動を行うことを希望する者は、あらかじめ「ボランティア活動申込書」(様式 1)に所要事項を記入の上、病院長に申請するものとする。

(許可)

第 4 病院長は、前項の申請があつた場合、面接及び健康診断を実施し、本院の業務並びにボランティア活動に支障がないと認めた場合は、本院においてボランティア活動を行う者(以下「活動員」という。)として受入れを許可するものとする。

(登録等)

第 5 病院長は、前項の規定により、活動員として受入れを許可したときは、「ボランティア活動員登録台帳」(様式 2)に登録するとともに、「ボランティア活動員証明書」(様式 3)を申請者に交付するものとする。

(健康診断)

第 6 病院長は、活動員に対し、毎年一回健康診断を実施するものとする。

(証明書の着用)

第 7 活動員が本院でボランティア活動に従事するときは、必ず「ボランティア活動員証明書」を着用するものとする。

(学内規則等の遵守)

第 8 活動員は、本学の学内諸規則及び別に定める「ボランティア活動の心得」を遵守するとともに、活動部署の担当職員の指示に従うものとする。

(辞退及び許可の取消)

第 9 活動員は、自己の都合により活動員を辞退しようとするときは、病院長にその旨申し出るものとする。

2 病院長は、活動員が本院において思想的、宗教的、政治的活動その他支障のある行為を行ったとき等、活動員として適当でないと判断したときは、受入れの許可を取り消すことができる。

3 病院長は、第 6 項の健康診断の結果、活動員として支障があると判断したときは、受入れの許可を取り消すものとする。

(感謝状の贈呈)

第 10 病院長は、活動員に対し、感謝状を贈呈することができるものとする。

(雑則)

第 11 この要項に定めるもののほか、ボランティア活動員の受入れ及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 5 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 12 月 10 日から施行する。

本人署名欄

様式 2

ボランティア活動員登録台帳

登録 番号	登録年月日	フリガナ 氏 名 〔生 年 月 日〕	性別	住 所 連 絡 先 〔電 話 番 号〕	活 動 内 容	活 動 期 間・曜 日・ 日 数等
1	令和 ・ ・	[. . .]		[]		
2	・ ・	[. . .]		[]		
3	・ ・	[. . .]		[]		
4	・ ・	[. . .]		[]		
5	・ ・	[. . .]		[]		
6	・ ・	[. . .]		[]		
7	・ ・	[. . .]		[]		
8	・ ・	[. . .]		[]		
9	・ ・	[. . .]		[]		
10	・ ・	[. . .]		[]		

表 面

ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 員

愛 媛 一 郎

愛媛大学医学部附属病院



裏 面

ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 員 証 明 書

登録番号 : _____

表記の者は、本院においてボランティア活動をする者であることを証明する。

年 月 日

愛媛大学医学部附属病院長

印

ボランティア活動の心得

愛媛大学医学部附属病院

はじめに

ようこそ愛大病院のボランティア活動に参加してくださいました。

職員一同に、患者さんも加わって、あなたを心から歓迎し、あなたがボランティア活動をしてくださることに深く感謝申し上げます。

今後、ボランティアの皆様のお力添えをいただきながら、本院職員は一丸となって、本院の患者サービスのより一層の向上に向けて努力していく所存です。

活動をされる中で、お気付きの点や疑問の点がありましたら、どうか遠慮なく提案や質問をしてくださいますようお願いいたします。

I 心構え

- (1) 患者さんのために、喜んで奉仕する気持ちを忘れないようにしましょう。
- (2) 活動中は、全ての患者さんに対して平等に接するようにしましょう。

II 服 装

- (1) 清潔な動きやすい平常着の上に活動用エプロンを着用し、胸にボランティア活動員証明書をつけましょう。
- (2) 靴は、音のしない、踵の低い活動しやすいものを履きましょう。
- (3) 爪は短く切り、特殊な色のマニキュアはしないようにしましょう。
- (4) アクセサリー、指輪及び香水等の派手なものの使用は控えましょう。

III 態 度

- (1) 相手を思いやる暖かい心で、明るく、穏やかに、礼儀正しく接するように努めましょう。
- (2) 言葉は丁寧に、患者さんから依頼された仕事は快く引き受けるように努めましょう。

IV 活動日

- 1 活動を約束した日、時間は必ず守るように努力し、やむをえず休む場合は、できるだけ早目に連絡しましょう。
- 2 活動を始めるときは、開始日時、退室する時は、退室時間、活動内容、連絡事項等をボランティア活動報告書(別添様式)に記入しましょう。

V 活動時の注意

- (1) 活動する際は、活動する部署の方針に従い、指示のとおり活動しましょう。
- (2) 病院内の建物配置、面会時間、注意事項及び職員の仕事や責任体制等について、あらかじめ十分理解するように努めましょう。
- (3) 活動中、患者さん等に関して見聞きしたことは、決して他に漏らさないでください。
- (4) 患者さんから病状、診断について尋ねられた場合は、受け持ちの医師に相談するよう勧めましょう。
- (5) 患者さんの病状記録を読んだり、患者さんの診断・治療等に意見をはさんだり、患者さんの診断内容等について尋ねないでください。
- (6) 患者さんや家族に対し、薬や物品の購入等について勧誘しないようにしましょう。
- (7) 活動中は、思想的、宗教的及び政治的活動はしないようにしましょう。
- (8) 患者さんや家族に対し、贈り物をしたり、受け取ったりしないようにしましょう。

VI 健康管理

- (1) 活動の前後に手洗い、うがい等を励行し、自分自身の健康に気をつけましょう。
- (2) 活動中にケガをしたり、気分が悪くなったりした場合は、すぐに責任者に連絡してその指示を受けましょう。
- (3) 病院で決められた健康診断は、必ず受けましょう。

ボランティア活動報告書

氏名：

[illegible]